

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた
当機構の業務について（お知らせ）

令和2年5月4日

公益財団法人 建設業適正取引推進機構

4月7日に政府が東京都等を対象とする「緊急事態宣言」を発令し、東京都が外出自粛を要請したこと等を踏まえ、これまで当機構では、出勤する役職員数の大幅な削減や時差通勤等によって新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら、業務を継続してきております。

本日、政府が「緊急事態宣言」を5月31日まで延長すると発表したことから、当機構におきましても、これまでの縮小した勤務体制を当分の間、継続することとします。

このため、皆様からのお問い合わせ等への対応にお時間をいただくこと等がありますが、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

なお、当機構が主催する講習会につきましては、現下の状況を踏まえまして、5月29日に東京で開催予定であった講習会、及び6月8日に福岡で開催予定であった講習会は、ともに中止することとしております。その後の主催講習会の予定につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら開催の可否を判断することとしますが、開催する場合には、「3つの密」（密閉、密集、密接）を回避するなど感染拡大を防ぐために十分な対策を講じ、受講される皆様が安心してご参加いただける環境を確保することとします。

引き続き当機構の業務にご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。